

## 別表十四（四）の記載の仕方

- 1 この明細書は、個人に法第54条の2第1項《新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等》に規定する特定新株予約権（3において「特定新株予約権」といいます。）又は同項に規定する承継新株予約権が交付されている場合に同項の役務の提供を受ける法人が記載します。
- 2 「権利行使期間4」の欄の括弧の中には、権利確定日を記載します。
- 3 「交付の時等の単価6」の欄については、その特定新株予約権の1個当たりの交付の時等の価額の算定に関する明細を別紙に記載して添付します。